

## FTAAP・EPAのための閣僚会合幹事会（副大臣級会合）の開催について

〔平成 22 年 11 月 15 日〕  
包括的経済連携に関する閣僚委員会

1. FTAAP・EPAのための閣僚会合を補佐し、アジア太平洋自由貿易圏の実現及び包括的経済連携の推進に関する重要事項の検討、施策の進捗管理等を行うため、FTAAP・EPAのための閣僚会合幹事会（副大臣級会合）（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係府省の政務三役その他関係者の出席を求めることができる。

|     |   |
|-----|---|
| 座長  | 内閣府副大臣（国家戦略担当）                              |
| 構成員 | 座長が指名する内閣官房副長官、外務副大臣、財務副大臣、農林水産副大臣及び経済産業副大臣 |
3. この会合を補佐するため、関係府省庁の政務三役又は事務レベルその他関係者による会議を随時開催する。
4. 幹事会の庶務は、内閣官房において処理する。